

第 6 回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会
議事録

1. 開催日時：2024 年 4 月 26 日 (金) 16:00-17:00

2. 開催方法：Zoom によるオンライン

3. 出席者の数：5 名 (参加対象者 6 名)

実参加：4 名 渡辺 (代表理事・議長)、山極 (理事)、カセム (理事)、
秋山 (監事)

委任状：濱口 (理事)

事務局：辻

4. 議案：

第 1 号議案 前回議事録報告

第 2 号議案 2023 年度決算報告

第 3 号議案 監査報告

第 4 号議案 2023 年度アニュアルレポート案の検討

第 5 号議案 2024 年度担当

第 6 号議案 ウッドデッキ賞選考プロセスの確認

第 7 号議案 ウッドデッキ賞賞状文案とトロフィー表記について

第 8 号議案 その他

5. 議事の経過の概要及び議決結果

第 1 号議案 前回議事録報告

議長は、前回議事録について報告し、これが確認された。

第 2 号議案 2023 年度決算報告

議長は、2023 年度の活動計算書、貸借対照表及び財産目録等について報告し、これが確認された。

第 3 号議案 監査報告

秋山監事は、2023 年度の事業報告及び会計報告に対する監査結果について報告し、これが確認された。

第4号議案 2023年度アニュアルレポート案の検討

議長は、2023年度アニュアルレポート案について報告し、これが確認された。

第5号議案 2024年度担当

議長は、2024年度担当案について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく原案通り承認可決した。

第6号議案 ウッドデッキ賞選考プロセスの確認

議長は、ウッドデッキ賞選考プロセスについて報告し、これが確認された。

第7号議案 ウッドデッキ賞賞状文案とトロフィー表記について

議長は、ウッドデッキ賞選考プロセスについて説明し、これが確認された。

第8号議案 その他

議長は、今後の予定について報告し、これが確認された。

以上

2024年6月25日

議長

渡辺美代子

議事録署名人

山形新一

議事録署名人

秋山咲恵

NPO 法人ウッドデッキ
第 7 回理事会議事録

1.総会日時：

2024 年 5 月 23 日（木） 15:00-15:30

2.総会開催場所：

日本大学会館（本部） 2階 202 号室
zoom によるオンライン

3.出席者の数： 6 名 （参加対象者： 6 名）

実参加： 4 名 渡辺、山極、カセム、秋山（監事）

Zoom 参加： 2 名 濱口、ヴィーツォレック

4.議案：

第 1 号議案 署名人の選任

第 2 号議案 代表理事の選任

5.議事の経過の概要及び議決結果

第 1 号議案 署名人の選任

特定非営利活動法人ウッドデッキの理事会において、参加対象者 6 名のうち、6 名全員が出席した（うち実参加： 4 名、zoom： 2 名）。続いて議長を選出すべく全員で互選したところ、渡辺美代子氏が全員意義なく選出され、本人はこれを承諾し、議長が全員の出席があり有効に成立した旨を告げ、議事に入った。また、議事録署名人について、議長からモンテ・カセム氏、秋山咲恵氏の 2 名を指名したところ、全員意義なく承認し、2 名も承諾した。

第 2 号議案 代表理事の選任

議長は、当法人の代表理事の選任について意見を求めたところ、理事による互選により、渡辺美代子氏が代表理事に選出された。

2024 年 5 月 30 日

議 長 渡辺美代子



議事録署名人 モンテ カセム



議事録署名人 秋山咲恵



ウッドデッキシンポジウム 2023～その後～
－未来の仕事 秋田に学ぶ過去～現在～未来－

2024.6.8 森田純恵

1. はじめに

去る 5/23 の総会時に話題となった 2023.11.1 のシンポジウムから秋田県での変化について、以下に報告します。

2. 変化点リスト

- 1) シンポジウム当日の午前中のカセム先生のセッションでデータサイエンスの講座に興味があるかという質問学生に投げられ、在学していれば是非受講したいと学生が回答、その後、1月中旬に以下の案内を AIU より大学へ頂き、県立大学から 13 名受講中。定員は 20-30 名の公募でしたが 36 名に増員対応頂いています。本学の受講生達は、リモートでここまで学習できるのかとラズパイを使った講義に必死でついていっています。また、その講座のレベルの高さにも手ごたえを持っている様子。シンポジウム前であればこんなに多くの学生が参加することはなかったと思う。

～～～

AIU により株式会社 Murakumo の協力のもと実施する『DX・データサイエンス人材育成プログラム』につき、県内他大学（秋田県立大、秋田大、秋田公立美術大）、秋田高専の学生を対象とした DX・データサイエンス分野の人材育成プログラムが企画されました。2-7 月までのリモート 16 回の講座。詳細は、以下。



株式会社 Murakumo
mo・AIU『DX・データサイエンス』

- 2) Orbray 社の話題が急に聞こえるようになりました。並木社長が活発に活動されているのだと思います。県立大内や秋田市関係者、都内でも「秋田 ダイバーシティラボ」（仮称）を立ち上げ、並木社長が発起人。6/18-20 で事前交流ツアーが企画され、私は参加できないので本学の大学院生が同行します。AIU 副学長も参加。
- 3) 2024.2.22 本荘由利テクノネットワーク主催の【学生×企業】学生発表会・コンテストが毎年、本学では開催されていますが、Orbray 賞を私の研究室の学生が受賞しました。これは偶然の話ですが、以下の URL にも見えるように学生が活発になってきたように感じています。

<https://www.akita-pu.ac.jp/oshirase/oshirase2023/8262>

- 4) 2023.5 月頃に県庁デジタル人材育成のプログラムを 4 大学連携で実施したく県庁が推進するもギクシャクの関係でしたが、今年度は、昨年の 11/1 のシンポジウムをきっかけに知り合った公立美大の先生がさっと手をあげてくれて、す〜っと交流が始まりました。教員に登壇頂き、学生の参加も頂けるもの。

～以上～



凹んでも、もどる心を。

Minds1020Lab

マインズテントウエンティラボ

資料3



Wood Deck

シンポジウム 若者の「今」と「これから」を考える

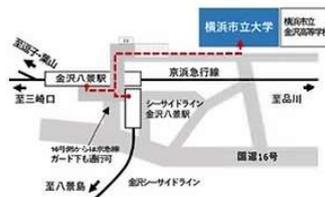
企画趣旨：

現在、若者の生きづらさが深刻な社会問題となっています。横浜市立大学ではCOI-NEXTにおいて「Minds1020Lab」拠点を設立し、若者の心の課題を包括的に研究する新たな学術領域を立ち上げ、展開しています。そして、NPO法人ウッドデッキは、若者がどのように未来を切り拓いていくかをサポートする取り組みを行っています。このたび、「若者の『今』と『これから』を考える」をテーマにシンポジウムを開催します。社会格差などが若者の生きづらさを生み出しているという考え方について議論を深めていきます。

日時：2024年11月16日（土）13：00～16：20

会場：横浜市立大学 金沢八景キャンパス YCUスクエア
※オンライン配信も合わせて行います。

対象：高校生、大学生、大学院生、社会人



〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

●京浜急行線・シーサイドライン「金沢八景駅」下車
徒歩5分
主な駅から京浜急行「金沢八景駅」までの所要時間
・「横浜駅」から京浜急行快特・特急で約20分
・「品川駅」から京浜急行快特・特急で約40分
※2021年7月31日より、地下通路は再開しています

プログラム：総合司会 **井関 祥子**（東京科学大学教授）
13:00-13:05 開会挨拶 **渡辺美代子**（NPO法人ウッドデッキ代表理事）
13:05-13:20 趣旨説明 **高瀬 堅吉**（横浜市立大学客員教授・中央大学教授）

13:20-14:10 基調講演 **山極 壽一**（総合地球環境学研究所所長）
「思春期の学びとは何か」



<https://x.gd/8rsWI>
申し込みサイト

14:10-14:40 講演 **奥村 春香**
（NPO法人第3の家族代表）
「第3の家族の活動から見える若者の今」



15:00-16:15 パネル討論「今の若者の生きづらさを考える」
パネリスト **相京 祐飛**（IonQ, Inc.）
寺本 華奈江（株式会社島津製作所副ビジネスユニット長）
宮崎 智之（Minds1020Labプロジェクトリーダー、横浜市立大学教授）
モンテ カセム（国際教養大学理事長兼学長）
鶴飼 千夏（横浜市立大学医学部看護学科学生）
ファシリテーター **藤本 敦也**（横浜市立大学特任教授）



16:15-16:20 閉会挨拶 **橘 勝**（横浜市立大学副学長）

主催：NPO法人ウッドデッキ／横浜市立大学COI-NEXT（Minds1020Lab）
後援：文部科学省

特定非営利活動法人ウッドデッキ 寄付金取扱規程

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途の特定がなされないう受領する寄付金
 - (2) 指定寄付金 広く一般に、当法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集及び使途)

第3条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、当法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(指定寄付金の募集及び使途)

第4条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他の必要な事項を説明した書面を理事会に提出、承認を求めなければならない。

2 指定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金使途を具体的に定めなければならない。

(受け入れ制限)

第5条 当法人は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄付金等の受け入れを辞退し、寄付者に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 当法人の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 当法人が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき
- (5) その他当法人が特に業務に支障があると認めたもの。

(情報公開)

第6条 当法人が受領する寄付金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年11月1日から施行する。